

第17回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成21年10月26日(月)新発田市役所3階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1)抽出工事等の審議について (2)次回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3)その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 柳 則行 (弁護士) (出席) 委員 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 若桑 昭男 (公募委員) (出席) 委員 加藤 康雄 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成21年5月1日～平成21年8月31日	
抽出案件	9件(対象工事総件数108件)	
制限付 一般競争入札	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・教受第7号 東中学校大規模改修建築(屋内体育館・渡り廊下)工事 ・松整第1号 松塚漁港中央防波堤新設工事 ・教受第5号 紫雲寺中学校屋内体育館等機械設備工事 ・集宮補第1号 農集排宮古木舗装復旧その4工事 ・教受第11号 北共同調理場設備等改修電気設備工事 ・改第8号 雨水排水路工事に伴う配水管入替工事
公募型 指名競争入札	0件	

	通常 指名競争入札	0件	
	随意契約	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・集福補第4号 農集排福島管路施設23その2工事 ・教受第1号 赤谷小学校プールろ過機等改修工事 ・配水第1号 NSモーター・ポンプ8号分解整備工事
	委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
	委員会による意見の具申内容	特になし	
	その他	傍聴者4名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当委員会の審議の範囲をどう考えるか。 ・基本的には入札契約の手続きが適正かどうかを審議するものと思う。 ・当委員会の設立の目的は入札制度を適正に行うために設立されたのではないか。 <p>・全体的に落札率が80%台であるのに対し、管工事は95%以上、舗装工事は91～92%と高い。</p> <p>・分割発注のように思われるものがある。1つでできるものを分割しているのか、そうであればなぜ分割したのか。</p> <p>(2) 抽出工事の審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の抽出については、制限付一般競争入札は金額別に分類し、その中で、落札率の高いもの、工種が重複しないよう、総合評価方式を優先するよう選択した。随意契約は落札率の高いものを抽出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年に適正化法が施行され、これにより第三者機関として平成17年に当市にも入札監視委員会を設置した。入札契約手続きの運用、改善等、制度についてご意見をいただきたい。ただ、意見について制約するものではないので議論を深めていただきたい。 ・下水道工事については、発注ロットは集落ごとである。 工期の制約により細かくならざるを得ない場合もある。

<p>・随意契約よりも一般競争入札の方が落札率が低い。随意契約は極力減らした方がよい。</p> <p>・集福補第4号について、この関係の工事はいつから始まっていつ完成するのか。1者が決まるとこの関係の工事は1者がずっと随意契約でやっていくのか。</p> <p>・教受第7号について、下請け、孫請けの金額はどうなっているか。たとえば1千万円かかるところを5百万円で下請けしたら、1千万円の効果が得られるのか。</p> <p> 予定価格の作り方はどうなっているのか。原油価格等の変動も考えられる。適正な金額が職人に払われないといけない。</p> <p>・松整第1号について、4者で入札を行ったのはなぜか。</p> <p>・海の工事をできる業者はどれくらいあるのか。</p> <p>・総合評価方式は時間がかかる。もう少し早</p>	<p>・よほどのことがなければ随意契約は行わないこととしている。</p> <p>・集福補第4号については、家屋被害の瑕疵責任が不明確となると発注者が責任を負わなければならない。費用面でも最低制限価格よりも安くなるのでこれらを総合的に勘案し、市にとって有利となると判断したもの。</p> <p> 本体となる集福補債第1号の工事が3月から9月までの工期であり、これと併せて9月で完成する単年度工事である。</p> <p>・予定価格は当委員会から意見をいただき平成20年度に歩切りを廃止し設計価格を予定価格としている。積算は県の基準に基づき行っており、定期的に見直しされている。また、原油価格等の変動に対しては、契約約款に基づき単品スライドを適用したのものもある。</p> <p> また、最低制限価格を設定し、それより低ければ失格としているが、その後の下請け孫請けとなると民間同士の契約までは立ち入れないところである。</p> <p>・海の工事であり、同種工事の実績を求めたため参加者が少なくなったのではないかと考えられる。また、契約規則で指名競争の場合は最低4者を指名することとなっており、制限付一般競争入札でもそれを準用し、最低4者の参加者で行った。</p> <p>・専用の船や潜水士等が必要となる。県も含めこの近辺でも工事は10件位しかないと思われる。できる業者も少ないので、実績要件だけは満たしていただきたいと考えている。</p>
---	--

<p>く対応できないものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教受第 5 号の総合評価は企業の技術力重視とあるが、落札者の技術点が低い。 ・ 100 点満点のうち技術点の配点が 15 点だが、点数配分が難しいと思う。 <p>・ 実績を積むまでは時間がかかる。過去のデータを参考にできないか。</p> <p>・ 総合評価方式に関する委員会はあるのか。なぜこの工事を総合評価方式としたのか。</p> <p>(3) 次回委員会開催に伴う抽出委員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の事案抽出を加藤委員に委任。 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回、工種別の落札率が分かる資料を提示願いたい。 <p>閉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案型と実績型とで点数の配分が異なる。試行により実績を積みデータを蓄積して検証していきたい。 ・ 工事の成績評定の制度が平成 18 年度からであり、それ以前は評価の方法が異なる。 なお、県レベルで作業部会というものがあり当市も参加している。そこで総合評価に関して意見を持ち寄って検討を行っている。 ・ 総合評価方式の案件の選定、評価内容、配点など、大学教授 2 名に意見を聞いておこなっている。 また、この工事は 2000 m²超の大規模な建物の機械設備工事なので、品質管理、工程管理を確保したいため、企業の技術力重視型の総合評価方式とした。 ・ 了承
---	--